

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2331号及び第2332号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2331号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2332号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「平成30年度 児童手当・特例給付 認定請求書一式」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2331号】

(2) 「請求人の子（特定個人）の西部児童相談所における保護理由および保護期間中の生活に関する記録。（2010年以降現在まで。）*父への親権移間と保護解除に関するものを含む。」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2332号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2331	平成30年10月25日	平成30年11月12日	平成30年11月14日	平成30年12月19日	個人	横浜市長
2332	平成30年10月25日	平成30年11月8日	平成30年11月14日	平成30年12月20日	個人	横浜市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2331	「平成30年度 児童手当・特例給付 認定請求書一式」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という）第22条第3号に該当</p> <p>・本人開示請求者以外の個人印の印影 （本人開示請求者以外の個人に関する情報で</p>	原処分妥当

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
		あつて、開示することにより特定の個人が識別されるため。）	
2332	「子（特定個人）の西部児童相談所における保護理由および保護期間中の生活に関する記録。（2010年以降現在まで。）＊父への親権移間と保護解除に関するものを含む。」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p style="text-align: center;">個人情報非開示</p> <p>条例第20条第1項 （当該本人開示請求に係る保有個人情報は、本人開示請求者本人以外の第三者の情報であつて、本人開示請求者本人の情報ではないことから、条例第20条第1項に定める、当該保有個人情報に係る個人情報本人開示請求権を有するとは認められないため。）</p>	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2331	<p>《児童手当の支給に係る事務について》</p> <p>児童手当は、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校修了までの児童を養育している者に支給することとされている。</p> <p>児童手当の額は、児童を養育している者の所得が一定未満の場合は、児童の年齢及び人数に応じて児童1人につき月額15,000円又は10,000円、児童を養育している者の所得が一定以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円とされている。</p> <p>児童手当の支給を受けるためには、公務員の場合を除き、居住する市区町村に認定請求をし、受給資格及び児童手当の額について認定を受けなければならない。</p> <p>横浜市において支給を受けるためには、請求者は、区役所の窓口又はこども青少年局こども福祉保健部こども家庭課（以下「こども家庭課」という。）に必要事項を記入した児童手当・特例給付認定請求書（以下「認定請求書」という。）及び必要書類を提出し、認定請求をする必要がある。</p> <p>請求者から提出された認定請求書及び必要書類は、こども家庭課が審査し、認定又は却下の決定を行う。認定した場合は、認定した内容を児童手当認定通知書により請求者に通知し、児童手当を支給する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人が認定請求した児童手当に係る書類一式であり、審査請求人が区役所の窓口へ提出した認定請求書及びその添付書類、当該認定請求受付時に職員が作成した本人確認チェック票並びに児童手当認定通知書の控えである。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、認定請求書に押印された本人開示請求者以外の個人印の印影を、条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報のうち、認定請求書の内容を確認した者の個人印の印影（以下「本件非開示部分」という。）は、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと主張している。</p>

答申 番号	判断の要旨
2331	<p>イ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、本件非開示部分は、審査請求人に係る認定請求書の内容を確認した担当者（以下「確認者」という。）の氏を表す個人印の印影であった。これは、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。</p> <p>ウ 次に、本号ただし書の該当性であるが、実施機関の説明によれば、確認者は横浜市職員ではなく、実施機関が契約する人材派遣会社からの派遣職員である。このため、横浜市職員録に氏名は掲載されておらず、その他氏名を公表する慣行もない。</p> <p>したがって、本件非開示部分は、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p>
2332	<p>《児童相談所の相談援助業務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項及び第59条の4第1項）である。</p> <p>横浜市は、4か所の児童相談所（中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所）を設置し、児童の養育や障害等に関する様々な相談を受け、児童及び保護者又は関係機関への助言を行うなどの相談援助業務を行っている。なお、児童相談所ではこのほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所措置の業務等を行っている。</p> <p>児童相談所は、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関すること、知的障害、自閉症等の障害に関することなどの様々な問題等について、家庭その他のからの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行う相談援助業務を行っており、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人の子である特定個人（以下「本件児童」という。）に係る記録であり、本件児童の保有個人情報である。</p> <p>《本人開示請求権について》</p> <p>ア 本件本人開示請求は、本件児童の記録について審査請求人が開示を求めており、他者の保有個人情報を指定して開示を求めたものである。そうすると、本件保有個人情報は、本人開示請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報ではない。したがって、審査請求人は、本人開示請求権を有するとは認められない。</p> <p>イ なお、審査請求人は、本件保有個人情報が作成された時点では本件児童の親権者であり、本件保有個人情報を知る権利がある旨主張している。しかし、親権者であっても子の法定代理人として代理請求ができるだけであり、代理権を行使せずに子の保有個人情報について本人開示請求をすることは認められない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR2.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例

（本人開示請求権）

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己

を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(第2項省略)

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号及び第2号省略)

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第7号まで省略)

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881